保有個人情報部分開示決定処分にかかる審査請求について
（答申）

1　審査会の結論

●●の法定代理人であり親権者である●氏（以下「審査請求人」という。）が、令和５年１２月８日付けで、青梅市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、これを棄却すべきである。

2　本件事案の経緯

(1) 令和５年１０月４日、審査請求人は、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第７７条第１項の規定にもとづき保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

(2) 令和５年１０月１８日、実施機関は、本件開示請求にかかる対象情報として特定した文書である青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の議事録の一部に法第７８条第１項第７号に該当する部分（以下「本件不開示部分」という。）があるとして本件不開示部分を不開示とし、その余の部分を開示する旨の保有個人情報部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）をした。

(3) 実施機関は、保有個人情報開示決定通知書（令和５年１０月１８日付け青教指第●号。以下「本件決定通知書」という。）を、審査請求人に通知するとともに、保有個人情報の部分開示をした。

(4) 令和５年１２月８日、審査請求人は、本件処分を不服とし、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定にもとづき、本件審査請求をした。

(5) 令和５年１２月２５日、実施機関は、本件審査請求について、法第１０５条の規定にもとづき、同日付け青教指第４５３号により、青梅市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に弁明書の写しを添えて諮問をした。

(6) 令和５年１２月２８日、審査会は、上記(5)の諮問に添付された弁明書の写しについて、青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成９年条例第３２号）第９条第１項の規定にもとづき、審査請求人に送

付の上、同条例第６条第４項の規定にもとづき、実施機関からの弁明書に対する反論書（以下「反論書」という。）の提出を求めたが、提出期限までに提出はなかった。

(7) 令和６年２月１９日、審査会は、審査請求人に対し、反論書の提出期限を再設定した上で提出を求めたが、当該提出期限までに提出はなかった。

(8) 令和６年５月１日、審査会は、本件審査請求にかかる会議を開催したが、審査請求人は欠席した。

３　争点

本件審査請求における争点は、実施機関が本件不開示部分を不開示とした本件処分が適法かつ適正であるか否かである。

４　審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の要旨

審査請求人は、審査請求書において、実施機関が令和５年１０月１８日付けで審査請求人に対して行った本件処分について、違法不当であると主張している。

(2) 審査請求の理由

審査請求書において、「青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会規則では、対策委員会の会議は公開を原則とするとある」ためとしている。

５　実施機関の説明の要旨

(1) 本件開示請求により開示を求められた文書のうち、対策委員会の議事録については､「調査報告書についての委員の意見が記載されているところ、これが開示されると、対策委員会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、公正な判断が困難となり、ひいてはいじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある」として、法第７８条第１項第７号に該当するものとし、本件不開示部分を不開示としたものである。

(2) 法第７８条第１項柱書は、行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求にかかる保有個人情報に同項各号に掲げる情報が含ま

れている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならないとしている。

対策委員会の議事録のうち、個人情報に該当する部分についても、法第７８条第１項柱書により、原則として開示となるが、不開示情報に該当する情報は、不開示となる。これは、対策委員会の会議が公開を原則としていたとしても同様である。なお、青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会規則（平成２７年教育委員会規則第３号。以下「本件規則」という。）第３条第４項ただし書は、委員長が必要と認めるときは、対策委員会に諮って、非公開の決定をすることができると定めており、非公開とされた場合は、議事録も不開示となりうることを想定しているものと言える。

そして、法第７８条第１項第７号は、不開示情報として地方公共団体が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを定めているところ、地方公共団体が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、その他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものには、同種のものが反復されるような性質の事務または事業であって、ある個別の事務または事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが該当する。

(3) 本件処分についてみると、対策委員会は、青梅市いじめの防止に関する条例（平成２６年条例第３８号。以下「本件条例」という。）第２６条において対策委員会が行うものとされている重大事態の調査を行う機関と定められているほか、本件条例第９条に定める青梅市いじめ防止基本方針にもとづく青梅市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行う機関と定められているところ（本件条例第１２条第１項）、このような機関として対策委員会が行う事務は、同種のものが反復されるような性質のものであると言える。

そして、本件不開示部分には、対策委員会が本件条例第１２条第２項および本件規則第５条第１項にもとづき設置した調査部会による報告書についての対策委員会委員の意見が記載されているところ、これが開示されると、重大事態の調査について、今後対策委員会の委員が

自由かつ率直な意見交換を行うことをちゅうちょし、当たり障りのない意見だけを述べるようになり、その結果、公正な判断が困難となって、対策委員会が行う重大事態調査事務およびいじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

(4) 以上のことから、本件不開示部分は、法第７８条第１項第７号の不開示情報に該当するものであり、本件処分は適法かつ適当である。

6　審査会の判断

当審査会は、次のとおり判断する。

(1) 本件審査請求について

実施機関は、本件開示請求により開示を求められた文書のうち、対策委員会の議事録の一部については、本件不開示部分に該当するとして、不開示としたものである。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性を検討する。

(2) 法の定めについて

ア　法第７８条第１項柱書では、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない旨を規定している。

イ　法第７８条第１項第７号柱書の規定をみると、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とある。

(3) 判断の枠組みについて

実施機関は、本件決定通知書において「調査報告書についての委員の意見が記載されているところ、これが開示されると、対策委員会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、公正な判断が困難となり、ひいてはいじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある」とすることの根拠として、法第７８条第１項第７号に該当するためとしている。同号柱書を見ると「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるも

の」とあり、それに該当するかについては、当該事務または事業の内在的性質に照らして保護に値する場合のみ不開示にすることを含意する表現であり、同種のものが反復されるような性質の事務または事業であって、ある個別の事務または事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼす法的保護に値する程度に蓋然性が高く、事務または事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断されるものとされている。

(4) 本件事案への当てはめについて

ア　本件事案に当てはめると、対策委員会は重大事態の調査を行う機関と定められているほか、当該基本方針にもとづく青梅市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行う機関であることを本件条例第１２条第１項に規定していることから、対策委員会が行う事務は、同種のものが反復されるような性質のものであると言える。

イ　本件不開示部分には、対策委員会における委員の自由かつ率直な意見が含まれており、対策委員会が本件条例第１２条第４項および本件規則第５条第１項にもとづき設置した調査部会による報告書について、委員の自由かつ率直な意見は、開示されることが前提になると、今後の事案検討の際に委員が率直な意見を述べることを差し控えるなど、自由な意見交換が行われなくなり、ひいてはいじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれは否定できないと判断できる。その結果、対策委員会において、公正な判断が困難となって、対策委員会が行う重大事態調査事務およびいじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該判断は妥当であると考えられる。

ウ　また、本件不開示部分には、事実に該当するものが記載されていると思われる部分があるが、委員による意見と混然として、はっきりと区別することが困難であるところ、これらを一体として捉えた上で不開示とすることが不合理であるとまでは言えないと考えられる。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書３(2)本件審査請求の理由において、本件規則では対策委員会の会議は公開を原則とするとあるため、本件処分

は違法不当である旨の主張をしている。これについては、本件規則第３条第４項ただし書は、委員長が必要と認めるときは対策委員会に諮って、非公開の決定をすることができると規定しており、非公開とされた場合は議事録も不開示となり得ることを想定しているものと言える。実際に対策委員会の会議の議事録を見ると、委員長が対策委員会に諮り会議の非公開を決定していることが認められ、審査請求人の主張を採用することはできない。

7　結論

以上により、本件開示請求を部分開示とした本件処分は適法かつ適正であるから「１　審査会の結論」のとおり判断する。

令和６年７月２６日

青梅市情報公開・個人情報保護審査会
伊　東　健　次（会長）
飛　弾　直　文
橋　本　基　弘
齊　藤　和　弥